**平成２６年（フ）第１２２９９号**
神奈川県愛甲郡愛川町中津4777－６
破産者　大野　正勝
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２３００号**
東京都足立区舎人５丁目19―26　第２スミレハウス202
破産者　宇津野良次
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２３０１号**
東京都足立区舎人５丁目19―26　第２スミレハウス202
破産者　宇津野珠江
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２３０８号**
東京都荒川区町屋５丁目17―６―209
破産者　奥田　一成
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２３２０号**
東京都江戸川区西葛西５丁目８－７―908
破産者　伊藤　博次
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２３２１号**
東京都江戸川区平井２丁目16―９―407
破産者　齊藤　晴美
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２３３０号**
神奈川県相模原市中央区共和１丁目３―33―407
破産者　石井　正樹
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２３３２号**
東京都杉並区清水１丁目８－２―201
破産者　荒尾　和美
１　決定年月日　平成27年２月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

## 更　生　計　画　認　可

**平成２５年（ミ）第１号**
石川県金沢市片町１丁目１番30号
更生会社　ツインフィールズ株式会社
１　決定年月日　平成27年２月20日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子
第１節　定義
会社更生法に定めるもの及び本文にて別途定義されるもののほか、次のとおりとする。
・社団ツイン
一般社団法人ツインフィールズゴルフクラブをいう。
・預託金債権者
更生会社に対し、預託金債権を有する者をいう。
・プレー権
本件ゴルフ場の施設を優先的に利用できる権利をいう。
・旧プレー権
更生会社との会員契約に基づき、預託金債権者が有しているプレー権をいう。
・新プレー権
更生会社が、実行日において、社団ツインに付与するプレー権をいう（社団ツインが継続会員に付与するプレー権を指す場合も含む。）。
・預託金債権等
預託金債権者が有する預託金債権並びにその利息及び遅延損害金債権をいう。
・会員債権
預託金債権等及び旧プレー権をいう。
・継続会員
預託金債権者のうち、第３章第４節第２・２⑴の定めに基づいて、選択期間内に、社団ツインの社員になり、社団ツインの基金に対して権利の変更後の預託金債権等を現物拠出することを選択（以下「継続選択」という。）し、新プレー権を取得する会員をいう。
・退会会員
預託金債権者のうち、継続会員以外の者をいう。
・拠出対象債権
第３章第４節第２・１の定めによる権利の変更後の預託金債権等のうち、継続会員が、社団ツインに現物拠出する預託金債権等をいう。
・非拠出対象債権
第３章第４節第２・１の定めによる権利の変更後の預託金債権等のうち、拠出対象債権以外の債権をいう。
・選択期間
更生計画認可決定日から、同日の属する月の翌月末日までの期間をいう。
・実行日
選択期間の末日の翌日をいう。
・一般更生債権
優先的更生債権及び約定劣後更生債権を除く更生債権をいう。
・優先的更生債権
一般の優先権（会社更生法第138条第１項第２号）がある更生債権をいう。
・延滞金等
租税等の請求権にかかる、延滞税、利子税又は延滞金をいう。
・確定更生債権
確定している一般更生債権をいう。
・元本等更生債権
確定更生債権のうち、元本並びに本件会社更生手続開始決定日の前日までに発生した利息及び遅延損害金債権をいう。
・開始後利息等
確定更生債権のうち、本件会社更生手続開始決定日以後に発生した利息及び遅延損害金債権をいう。
・弁済額
元本等更生債権に3.425％を乗じ、100円未満を切り捨てた額をいう。
第２節　更生計画の基本方針
第１　事業再建の基本方針
本更生計画案は、一般社団法人制の導入及び管財人塚本からの経営支援を通じて、更生会社の運営する本件ゴルフ場を会員主導のゴルフ場として再建させ、もって更生会社の事業の再建を果たすことを基本方針とする。